

令和8年度

償却資産申告の手引き



夕張市

固定資産税は土地・家屋のほか償却資産（事業用資産）についても課税されます。

償却資産は申告制度がとられています。令和8年1月1日現在の償却資産の状況について、この手引きを参照のうえ、申告書を作成し、期限までに提出してください。

申告書提出期限：令和8年2月2日（月）

●提出書類

- ① 令和8年度 償却資産申告書
- ② 令和8年度 種類別明細書

※①は該当資産がない方、増減のない方、休業、廃業の場合にも備考欄にその旨を記載し、提出してください。

※郵送で提出される方で、受付印を押した控えを希望される方は、返信先を明記した返信用封筒（切手を貼付したもの）を同封してください。

●提出方法について

郵送または電子申告による提出にご協力ください。

申告書の提出先・お問い合わせ先

〒068-0492

北海道夕張市本町4丁目2番地

夕張市役所 税務課賦課係（市役所2階 22番窓口）

電話（0123）52-3120 [直通]

FAX（0123）52-0638

◆インターネットでも申告できます。

ぜひご利用ください。

詳細は eLTAX(エルタックス)のホームページ

(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

エルタックス
eLTAX



目次

I 償却資産とは

- 1 償却資産について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 種類別の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 業種別の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

II 償却資産の申告

- 1 申告が必要な方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 2 償却資産の申告対象となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 3 申告対象とならない資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 4 自動車について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 5 実地調査のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 6 不申告または虚偽の申告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 7 申告書の記入方法及び提出期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6、7 ページ

III 償却資産の評価と課税

- 1 評価額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
- 2 課税標準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
- 3 免税点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
- 4 税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
- 5 税額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
- 6 納期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
- 7 取得価額における消費税の取扱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 8 耐用年数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 9 減価残存率表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 10 国税との主な相違点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- 11 税額の計算例（概算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ

[資料]

- よくあるお問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12、13 ページ
- 電子申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 ページ
- 償却資産申告書[記載のしかた]・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
- 償却資産種類別明細書[記載のしかた]・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
- 固定資産税の納付には口座振替が便利です・・・・・・・・・・ 16 ページ
- 軽自動車税（種別割）・固定資産税の納付はパソコンやスマホから簡単に！！・・ 17 ページ

I 償却資産とは

I 償却資産について

事業を営まれている個人や会社が、その事業のために所有している、構築物・機械・工具・器具・備品などを償却資産といいます。持ち主の方は所有状況を市へ申告し、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。償却資産の具体例は下記(1)～(2)のとおりです。

(1) 種類別の具体例

種類		具体例
1	構築物	門・塀・緑化施設などの外構工事、看板などの広告設備、舗装路面、ビニールハウス、簡易なプレハブ小屋、浄化槽 など
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、内装・内部造作 など
2	機械及び装置	製造・加工・印刷・農業などの産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設用大型特殊自動車 など ※大型特殊自動車については5ページの「4 自動車について」参照
3	船舶	漁船、ボート、遊覧船 など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、構内運搬車、自転車 など ※大型特殊自動車については5ページの「4 自動車について」参照
6	工具・器具及び備品	机、椅子、パソコン、冷暖房機器、看板、陳列ケース、自動販売機、レジスター、応接セット、各種工具 など

(2) 業種別の具体例

業種	償却資産の内容
各業種共通のもの	駐車場等の舗装、受変電設備、門扉・塀などの外構工事、広告設備、簡易間仕切、カーテン、応接セット、パソコン、LAN配線、コピー機、金庫、ロッカー、テレビ、冷蔵庫、ストーブ、除雪機(歩行型) など
喫茶・飲食店	厨房設備、接客用家具、室内装飾品、レジスター、カラオケセットなど
農業	ビニールハウス、屋外用給排水設備・電気設備、農業用機械など
理容・美容業	理・美容椅子、洗髪設備、消毒殺菌器、レジスター、サインポールなど
小売業	陳列ケース、冷凍庫、レジスターなど
医療業・薬局業	手術台、歯科診療用ユニット、消毒殺菌用機器、各種医療機器、薬用戸棚など
自動車整備業	ジャッキ、リフト、照明設備、防火壁、検査工具、洗車機など
建設業・鉄工業	ブルドーザー、パワーショベル、各種工具、各種建設工業設備など
不動産賃貸業	壁掛式エアコン、FFストーブ、自転車置き場、浄化槽など

Ⅱ 償却資産の申告

Ⅰ 申告が必要な方

1月1日現在、夕張市内で事業を営み、償却資産を所有している個人・法人の方は申告が必要です。

- ◎前年中に資産の増減がなかった場合でも申告が必要です。
- ◎申告の対象となる償却資産がない場合でも申告をお願いします。

Ⅱ 償却資産の申告対象となる資産

1月1日現在、事業に使用するために所有している資産のうち、次の条件(1)～(2)を満たすものが申告対象の資産です。

(1) 減価償却費(額)が所得税法(法人税法)の規定による所得の計算上経費(損金)に算入することができるもの

◎次のような資産も事業に使用することができる状態であれば申告の対象となります。

- ・償却済み資産(減価償却の終わった資産)
- ・簿外資産(帳簿に記載されていない資産)
- ・遊休資産(稼働を休止しているがいつでも稼働することができる資産)
- ・未稼働資産(すでに完成しているがまだ稼働していない資産)

(2) 耐用年数が1年以上で取得価額が10万円(取得時期によっては20万円)以上のもの

◎そのほか取得価額や国税の減価償却の特例などの条件により次のように判断されます

<取得価額等に応じた申告対象資産かどうかの判定>

取得価額	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
10万円未満	必要経費・損金算入	申告対象外
	3年間一括償却	申告対象外
	減価償却	申告対象
10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
	減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象

※個人の方が平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、申告対象外となります

3 申告対象とならない資産

下記の資産は前ページに記載の条件を満たしていても、原則、償却資産として課税対象にならないので、申告の必要はありません。

- ① 固定資産税が課税される土地・家屋
- ② 自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車等（※1）
- ③ 無形減価償却資産（鉱業権・特許権・商標権・ソフトウェアなど）
- ④ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ⑤ その他書画・骨董（※2）、繰延資産、棚卸資産、生物（家畜・果樹）など

※1 詳しくはこのページの「4 自動車について」をご覧ください。

※2 当該書画・骨董が複製品であり、装飾的な目的で使用している場合は償却資産の申告が必要です。

☆償却資産の申告対象になるもの、ならないものについては他にも例がありますので、ご不明な点があれば担当窓口までお問い合わせください。

4 自動車について

大型特殊自動車（フォークリフト・パワーショベル・ブルドーザー等）だけが償却資産として申告の対象となります。以下の表を参考にしてください。

車両の分類		対象税目
普通自動車		自動車税
小型自動車	二輪以外	
	二輪	軽自動車税
軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車		
大型特殊自動車 (分類番号が「0,00~09,000~099」 「9,90~99,900~999」の車両) ※農耕作業用自動車の場合は最高速度35km/h以上のもの		固定資産税 (申告が必要)

◎ナンバープレートを付けていない軽自動車等をお持ちの場合

軽自動車税の課税対象となる車両については、「公道を走行する場合」ではなく「その市町村に車両が所在している場合」に市町村に登録・納税する義務が発生しますので、未登録のものがある場合は市税務課までご連絡ください。

◎農耕作業用トレーラの取扱い

「農耕作業用トレーラ」について、車両としての構造要件や保安基準を満たし、小型特殊自動車に該当するものは軽自動車税の対象となります。該当する資産を所有する場合は、償却資産として申告せず、市税務課にて軽自動車税の新規登録を行ってください。

小型特殊自動車に該当する基準等については市ホームページをご覧ください。

5 実地調査のお願い

申告書の提出、未提出に関わらず、資産状況の確認のため実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします（地方税法第 353 条、地方税法第 408 条）。

6 不申告または虚偽の申告

正当な理由なく申告しない場合は過料を科せられるほか、後日不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります（地方税法第 386 条、368 条）。

また、虚偽の申告をされますと懲役または罰金を科せられます（地方税法第 385 条）。

7 申告書の記入方法及び提出期間

(1) 提出書類

①償却資産申告書（償却資産課税台帳）

住所・氏名・連絡先等所定の事項を記入してください（14 ページ参照）。

※押印は不要です。

◎「6 この申告に応答する者の係及び氏名」欄には、不明な点がある場合に連絡させていただきますので、電話番号を含めて必ずご記入ください。

◎「3 個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（マイナンバー）または法人番号の記載が必須ですので、記入漏れのないようご注意ください。

②償却資産種類別明細書

令和 8 年 1 月 1 日現在に所有する償却資産を一品ずつ記入してください（15 ページ参照）。

◎下記の書類を参考にご記入ください（取得価額や耐用年数の記載があります）。

個人の方 ~ 所得税の申告に使用する「青色申告決算書」や「減価償却費の計算表」等

法人の方 ~ 固定資産台帳や法人税申告書別表 16(1)、(2)、(7)、(8) (減価償却明細書内訳表)

◎上記の書類に記載がなくても、本来減価償却できるものであれば申告の必要があります。

◎外構工事等の取得価額が不明な場合

工事請負書や工事見積明細書等から、償却資産部分の取得価額を算出して申告してください。

例) 建物と舗装の工事費が一体となっている場合

→建物は家屋（申告不要）として課税し、舗装は償却資産（申告必要）として課税されます

→工事見積明細書で舗装工事にかかった費用を確認し取得価額として申告してください

(2) 提出期間

提出期間 令和8年1月6日(火) ~ 令和8年2月2日(月)

提出先 〒068-0492 北海道夕張市本町4丁目2番地
夕張市役所 税務課賦課係 (市役所2階 22番窓口)
または、南支所(郵送不可)

提出期限間近になりますと混雑しますので、お早めに提出していただきますようご協力をお願いします。

郵送または電子申告による提出にご協力ください。

申告書を郵送で提出される方で、受付印を押した控えを希望される方は、返信先を明記した返信用封筒(切手を貼付したもの)を同封してください。

◎申告書は前年までに申告があった事業主様や、調査により事業の実施等を確認した事業主様等に送付しています。

◎送付されていない方で申告書が必要な場合は、市ホームページからダウンロードするか、下記までお問い合わせください。

夕張市税務課賦課係

夕張市本町4丁目2番地 市役所2階22番窓口

TEL (0123) 52-3120 (直通)

ホームページ

<https://www.city.yubari.lg.jp/soshiki/5/1286.html>



Ⅲ 償却資産の評価と課税

1 評価額

償却資産の評価は、固定資産評価基準に基づき、個々の資産の取得年月、取得価額、耐用年数をもとに一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。（税額計算については、11ページを参照ください。）

☆評価額の計算方法☆

◆前年中（令和7年中）に取得したもの

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \div 2)$$

◆前年前（令和6年以前）に取得したもの

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

2 課税標準額

資産一品ごとの評価額を合計したものを決定価格といい、原則としてこの決定価格を課税標準額と呼びます。

3 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません（その場合も申告は必要です）。

4 税率

1.45%です。

5 税額の計算方法

$$\text{課税標準額（1,000円未満切捨て）} \times \text{税率（1.45\%）} = \text{税額（100円未満切捨て）}$$

※土地・家屋をお持ちの場合は課税標準額を合算して税額を計算します。

6 納期

4回の納期（5月、7月、12月、翌年2月）に納めていただくことになります。

7 取得価額における消費税の取扱

償却資産の取得価額は、原則として法人税または所得税の取扱に準じます。税込み経理方式の場合は税込み価額を、税抜き経理方式の場合は税抜き価額を申告してください。

8 耐用年数について

資産の使用可能期間のことをいいます。資産は耐用年数によって減価償却される額が決まります。

同じ種類の資産を同じ用途に使用した場合はどの事業主でも同じ評価額になるように評価を行いますので、国税と同じく、国によって画一的に定められた「法定耐用年数」を使用します。

耐用年数は耐用年数省令別表第1、第2、第5、及び第6に掲げる年数を主に適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

- (1) 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数
- (2) 短縮耐用年数・・・耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときの耐用年数

※(2)の場合は国税局長の承認通知書(写し)の添付が必要です

平成20年度の税制改正で、機械および装置を中心に資産の区分が390区分から55区分に見直され、それに伴い耐用年数も大幅に改正されました。

改正後の耐用年数は、決算期に関係なく既存分も含めて平成21年度分からの適用となります。

9 減価残存率表

各資産の耐用年数に応じ下記の表をもとに減価率が決定されます。

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの 1-r/2	前年前取得のもの 1-r			前年中取得のもの 1-r/2	前年前取得のもの 1-r			前年中取得のもの 1-r/2	前年前取得のもの 1-r
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.971	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.972	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962
21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945				

10 国税との主な相違点

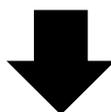
所得税・法人税との違いは下表のとおりです。

項目	固定資産税(償却資産)	国 税
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法	一般の資産は定率法・定額法の 選択制度 ※ 資産の取得年月日によって、適用される 償却方法が異なる
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められない	認められる
特別償却・割増償却	認められない	認められる
増 加 償 却	認められる	認められる
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価額(1円)
改 良 費	区分評価(改良を加えた資産と 改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額減価償却資産 (使用可能期間が1年未満 または取得価額が10万 円未満の資産)	場合によっては課税対象外 (一時の損金または必要な経 費に算入した場合は課税対象 外)	一時の損金または必要な経費に 算入する
一括償却資産 (取得価額が20万円未満 の減価償却資産)	場合によっては課税対象外 (3年間で損金または必要な経 費に算入したものは課税対象 外)	3年間で損金または必要な経費 に算入可能
即時償却資産 (中小企業者等の少額資産 の損金算入の特例)	課税対象	取得価額に相当する金額を損金 または必要経費に算入可能

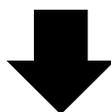
11 税額の計算例（概算）

償却資産に関する税額の計算例（概算）は以下の通りです。

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和8年度 評価額	評価額の合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和7年9月	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1 - 0.142 × 1/2) = <u>2,508,300円</u> (令和8年度評価額)	3,291,538円 (令和8年度評価額合計)
ルームエアコン	令和6年1月	650,000円	6年	0.319	650,000円 × (1 - 0.319 × 1/2) = 546,000円 (令和7年度評価額) ↓ 546,000円 × (1 - 0.319) = <u>371,826円</u> (前年度評価額) (令和8年度評価額)	
応接用テレビ	令和6年12月	800,000円	5年	0.369	800,000円 × (1 - 0.369 × 1/2) = 652,000円 (令和7年度評価額) ↓ 652,000円 × (1 - 0.369) = <u>411,412円</u> (前年度評価額) (令和8年度評価額)	

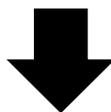


評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額 (課税標準の特例の適用を受ける資産が無い場合)



課税標準額の1,000円未満を切捨て、税率(1.45%)をかけます。

$$3,291,000 \text{ 円} \times 1.45\% (0.0145) = 47,719 \text{ 円}$$



100円未満を切捨てます。 47,719円 → 47,700円(税額)

★よくあるお問い合わせ★

Q1 事業を行っている場合、償却資産は必ず申告しなくてはならないの？

A1 はい。地方税法第 383 条の規定により、償却資産の所有者は毎年 1 月 1 日現在の償却資産の状況を 1 月 31 日までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。また申告する資産が無い場合であっても、該当資産が無いのか、申告漏れなのかを判断するために申告していただくことをお願いしております。

Q2 確定申告をしましたが、償却資産の申告も必要ですか？

A2 必要です。確定申告や市道民税の申告は所得額に関する申告なので、償却資産と申告する内容が異なります。別途償却資産（固定資産税）の申告をお願いします。

Q3 現在使用していない償却資産の申告は必要？

A3 稼働を休止している、いわゆる遊休資産であっても、その休止期間中に必要な維持管理や補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することが出来るものについては、償却資産として申告の対象となります。

Q4 事業用に償却資産を所有していますが、税務申告（国税）上の減価償却はすでに終わっています。そのような場合でも償却資産の申告は必要ですか？

A4 必要です。その資産が事業の用に供することができる限りは償却資産の申告対象となります。なお、評価額の最低限度（償却可能限度額）は国税の場合、備忘価額の 1 円ですが、償却資産の場合は取得価額の 5% です。

Q5 事業が赤字のため、資産の減価償却をあえて行っていません。このような場合でも償却資産の申告は必要ですか？

A5 必要です。たとえ現実に減価償却をしていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産の申告対象となります。

Q6 共同で購入し使用している資産についてはどのように申告すればいいですか？

A6 共有名義での申告となりますので、必ず代表者を決めて、代表者の方が申告をしてください。

Q7 リースしている資産についてはどのように申告すればいいですか？

A7 リースに供されている資産の申告義務は、原則として資産の所有者であるリース会社にあります。ただし、リース期間後に譲渡されることになっている場合は、使用者（買主）が申告を行う必要がありますのでご注意ください。

Q8 改良費（資本的支出）についてはどのように申告すればいいですか？

A8 償却資産の改良のために支出した金額で、税務会計（法人税・所得税）上、「資本的支出」に該当するものについては、それを一つの償却資産として申告していただく必要があります。

Q9 廃業した場合や法人が解散した場合、申告は必要ですか？

A9 必要です。申告書の右下の「17. 備考」欄に廃業・解散・転出等の理由を記載して申告書を提出してください。

☆電子申告について

夕張市では、インターネットを利用した eLTAX（エルタックス）による電子申告が可能です。

電子申告の申告方法等に係る詳細、操作方法等は下記のホームページ等にお問い合わせください。



エルタックス
eLTAX

eLTAX（エルタックス）に関するお問い合わせ先

・ eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



・ なお、eLTAX のご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>



償却資産申告書 【記載のしかた】

この申告に回答する者の係及び氏名

申告書の内容についての問い合わせ先となる方の氏名・電話番号等を必ずご記入ください。

税理士等の氏名

税理士等が関与している場合、その氏名・電話番号等をご記入ください。

個人番号又は法人番号

事業を行っている方の12桁の個人番号(マイナンバー)をご記入ください。
法人の場合は13桁の法人番号をご記入ください。

提出年月日

提出年月日をご記入ください。

事業種目・事業開始年月

事業種目には事業内容を具体的に記入してください。
事業開始年月には事業開始(設立)年月をご記入ください。
※ 法人の場合は、資本金又は出資金の金額もあわせてご記入ください。

短縮耐用年数の有無 ～青色申告～

各項目の有無について、該当する方を○で囲んでください。

借用資産

借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。

借用資産がある場合、貸主の名称、住所等をご記入ください。

事業用家屋の 所有区分

該当する方を○で囲んでください。

備考

昨年の申告内容から変更が無い場合は「変更なし」とご記入ください。

廃業・解散等をされた場合やその他、申告に必要な事項や償却資産の評価の参考となる事項についてご記入ください。

受付印	令和 8 年 1 月 6 日	令和 8 年度	償却資産申告書(償却資産課税台帳)	住所コード	提出用
住所	〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地 (電話 0123-52-3120)	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	事業種目	農業
氏名	夕張 一郎	事業開始年月	平成 6 年 4 月	この申告に回答する者の係及び氏名	鈴木 花子 (電話 0123-52-3131)
税理士等の氏名	鈴木 花子 (電話 0123-52-3131)	短縮耐用年数の承認	有・無	9 増加償却の届出	有・無
10 非課税該当資産	有・無	11 課税標準の特例	有・無	12 特別償却又は圧縮記載	有・無
13 税務会計上の償却方法	定率法 定額法	14 青色申告	有・無	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	(1) 夕張市本町4丁目2番地
16 借用資産	(有・無)	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 借家	18 備考(添付書類等)	
19 取得価額	記入不要				
20 備考	申告書の控えが必要な場合は、あらかじめ申告書のコピーを一部ご用意ください。				

住所・氏名

住所は方書までしっかりとご記入ください。

氏名の押印欄には押印は不要です。

取得価額

(イ) 前年前に取得したもの

(ロ) 前年中に減少したもの

(イ)のうち、前年中に廃業や売却などした資産の取得価額をご記入ください。

(ハ) 前年中に取得したもの

今回新たに申告いただく資産の取得価額をご記入ください。

償却資産種類別明細書 【記載のしかた】

○ 種類別明細書には1月1日現在、夕張市内にある事業用償却資産をすべてご記入ください。

資産の種類

「1」 構築物
「2」 機械・装置
「3」 船舶
「4」 航空機
「5」 車両・運搬具
「6」 工具・器具・備品

のうち該当する番号をご記入ください。

資産の名称等

資産の名称を20文字以内程度でご記入ください。

取得価額

その資産を取得するために支出した(支出すべき)金額をご記入ください。
※ 購入手数料などの付帯費も含めてご記入ください。

取得年月

その資産を取得した年と月をご記入ください。

(年号)
令和に取得 … 「5」
平成に取得 … 「4」
昭和に取得 … 「3」

耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5、第6に掲げる耐用年数をご記入ください。

所有者名・枚のうち枚目

所有者名 … 資産の所有者名をご記入ください。
枚のうち枚目 … 種類別明細書のページ数をご記入ください。

令和 8 年度														
所有者コード														
償却資産種類別明細書														
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 (円)	耐 用 年 数	減 価 償 却 率 (%)	価 額 (円)	課 税 標 準 額 (円)	課 税 標 準 額 (円)	増 加 事 由 摘 要
					年 号	年	月							
01	2		トラクター (大型特殊)	1	3	62	6	3 800 000	7	0.720	2 352 960			1・2 3・4
02	2		プラウ	1	5	4	3	225 000	7	0.720	139 320			1・2 3・4
03	2		中古キャリア	1	5	6	5	630 000	2	0.316	130 994			1・2 3・4
04	2		たい肥散布機	1	5	7	5	275 000	7	0.860	236 500			1・2 3・4
05	1		金属製農業用ハウス	1	5	7	4	500 000	14	0.924	462 000			1・2 3・4
06										0.				1・2 3・4
07										0.				1・2 3・4
08										0.				1・2 3・4
09										0.				1・2 3・4
10										0.				1・2 3・4
11										0.				1・2 3・4
小 計				5				5 430 000			3 255 554			

増加事由

「1」 新品取得
「2」 中古品取得
「3」 移動による受け入れ
「4」 その他

のうち当該資産の取得事由に該当する番号をご記入ください。

摘要

課税標準の特例の適用など当該資産の価格決定にあたって必要な事項についてご記入ください。

小計

資産の数量・取得価額の合計をご記入ください。

※小計欄のご記入は種類別明細書の最終ページのみで構いません。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

固定資産税の納付には **口座振替** が **便利** です

こんなメリットがあります

- ・納めに行く手間がなくなる
- ・納め忘れがなくなる
- ・手数料がかからない

開始の手続き

STEP 1 預金通帳、通帳届出印鑑、納税通知書を持って金融機関へ行く

STEP 2 申込用紙に記入して窓口へ提出する



- ・口座振替ができるのは、次の金融機関です。
 - ① 北洋銀行
 - ② 北海道信用金庫（夕張中央支店）
 - ③ 夕張市農業協同組合
 - ④ 北海道労働金庫（夕張出張所）
 - ⑤ ゆうちょ銀行
- ・北海道信用金庫及び北海道労働金庫については、括弧内の支店で口座振替手続きを行う必要があります。
- ・原則、手続きの翌月から引き落としが開始されます。

口座振替についてわからないことがあれば、
お気軽にお問い合わせください。

夕張市役所 税務課 収納係
☎ (0123) 52-3129

令和5年4月スタート

軽自動車税（種別割）・固定資産税の納付は

地方税統一QRコード（eL-QR）で

納付書の



が日印

パソコンやスマホから簡単に!!

クレジットカードやスマートフォン決済アプリから納付が可能となります

令和5年度より「軽自動車税（種別割）」と「固定資産税・都市計画税」の納付書に印字される『地方税統一QRコード（eL-QR）』をパソコンやスマートフォンで読み取らせることで、24時間365日ご自宅や事務所などから簡単に納税することができます。

地方税お支払サイトから

- クレジットカード
- インターネットバンキング

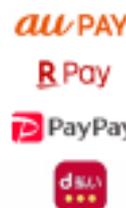


その他に

- 口座振替（ダイレクト方式）
- Pay-easy（ペイジー）

による納付も可能です

スマートフォン決済アプリから



対応アプリは「地方税お支払サイト」で確認ください

全国の金融機関

全国の「地方税統一QRコード対応金融機関」窓口で納付することができます。

eL-QR対応金融機関



夕張市
Yubari City

詳しくは▶▶▶

地方税お支払サイト

（利用者向けホームページ）



QRコードはスマートフォンで読み取る必要があります

▼ 地方税お支払サイトからの納付方法

手続は簡単！4ステップ



STEP 1 地方税お支払サイトのトップ画面で「eL-QR読取」を選択します。

STEP 2 eL-QRを読み取ると、税額が表示されます。金額を確認のうえ、「お支払い」へ進みます。

STEP 3 支払方法を選択し、メールアドレスを入力します。次へ進む、通知先メールアドレス宛に送信される確認コード（6桁の数字）を入力します。

STEP 4 選択したお支払い方法に応じて決済します。

※eL番号の入力によるお手続きも可能です。

詳しくは、地方税お支払サイトをご確認ください。『1分でわかる「地方税お支払サイト」電子納付のお手続き』動画公開中です！

▼ スマートフォン決済アプリからの納付方法

- STEP 1 アプリ内の「請求書払い」または「スキャン支払い」を選択する。
- STEP 2 納付書に印字された「eL-QR」を読み取り、画面に表示された支払い内容を確認して支払いを実行する。
- STEP 3 支払完了画面を確認する。

※ アプリによっては、手数料がかかる場合があります。
 ※ アプリの使用方法やポイント付与などについては、アプリの提供会社へお問い合わせください。

【eL-QRを利用した納付に関する注意事項】

・クレジットカード決済を利用した場合、以下の手数料がかかります。

納付金額	手数料（税抜）
10,000円まで	37円
10,001円から20,000円まで	112円
以降10,000円ごとに	75円加算

・地方税お支払サイト、スマートフォン決済アプリを利用して納付した場合、領収証書は発行されません。

・市で納付を確認するまで時間を要する場合があります。納税証明の発行を要する場合など、お急ぎの場合は、市指定金融機関または市役所・南支所で納付してください。

詳しくはホームページをご覧ください。



<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>

地方税お支払サイト

検索

市税の納付は納期限内の納付にご協力ください